

# 水道料金表・下水道使用料料金表

## 水道料金表〔2か月分〕

令和7年2月1日施行

口径・用途	基本料金		従量料金(1㎡につき)					
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	1,958円		1㎡～20㎡ 25円30銭	21㎡～40㎡ 173円80銭	41㎡～60㎡ 204円60銭	61㎡～100㎡ 247円50銭	101㎡～200㎡ 310円20銭	201㎡～ 409円20銭
20mm	2,816円							
25mm	4,620円							
40mm	11,990円		1㎡～40㎡ 173円80銭	41㎡～60㎡ 204円60銭	61㎡～100㎡ 247円50銭	101㎡～200㎡ 310円20銭	201㎡～ 409円20銭	
50mm	20,790円							
75mm	45,760円							
100mm	79,310円							
150mm	184,690円							
200mm	315,150円							
公衆浴場用	300㎡ まで	20,732円 80銭	301㎡以上		84円70銭			
特殊用	40㎡ まで	18,660円 40銭	41㎡以上		609円40銭			

複数戸数の料金計算・・・13mm口径適用

水道料金表には消費税及び地方消費税(10%)を含みます。

使用水量は、2か月に1度、お客様のお宅の水道メーターを検針することにより計量します。

### ■ 水道料金の計算例

水道料金は、水道メーターの口径・用途別に定められた基本料金と、使用水量に応じた従量料金を加算したものとなります。

(例1) 口径13mmのメーターで2か月間に48㎡を使用した場合

基本料金	.....	1,958円	①
従量料金	.....	25円30銭 × 20㎡ = 506円	② (第1段分: 1～20㎡)
		173円80銭 × 20㎡ = 3,476円	③ (第2段分: 21～40㎡)
		204円60銭 × 8㎡ = 1,636.8円	④ (第3段分: 41～48㎡)
①+②+③+④		ご請求額	7,576円 (円未満は切り捨てとなります)

(例2) 一括請求を行っているマンションで、使用戸数10戸、2か月間に480㎡を使用した場合

基本料金	.....	1,958円 × 10戸 = 19,580円	①
従量料金	.....	25円30銭 × 20㎡ × 10戸 = 5,060円	② (第1段分: 1～200㎡)
		173円80銭 × 20㎡ × 10戸 = 34,760円	③ (第2段分: 201～400㎡)
		204円60銭 × 8㎡ × 10戸 = 16,368円	④ (第3段分: 401～480㎡)
①+②+③+④		ご請求額	75,768円 (円未満は切り捨てとなります)

### ○工業用水道料金

- 任意消費水量制 (検針は隔月(奇数月))
  - 1立方メートルにつき 18円04銭
  - ただし、料金の1か月最低額は、450㎡に相当する額とする。
- 責任消費水量制 (検針は毎月)
  - 基本料金 責任消費水量1㎡につき 18円04銭
  - 超過料金 1㎡につき 27円50銭

※お問い合わせ先 : 和歌山市水道料金センター (電話 073-435-1298)

## 下水道使用料 料金表〔2か月分〕

令和元年10月1日施行

区分		基本料金	超過料金(1㎡につき)			
			第1段	第2段	第3段	第4段
一般汚水	排除汚水量	20㎡まで	21㎡～60㎡	61㎡～200㎡	201㎡～1000㎡	1001㎡～
	金額	2,494円80銭	189円20銭	243円10銭	297円	344円30銭
公衆浴場汚水		排除汚水量 1㎡につき 11円				

下水道使用料料金表には消費税及び地方消費税(10%)を含みます。

### ■ 下水道使用料の計算例

(例) 2か月間に50㎡を使用した場合

基本料金	..... 20㎡まで	2,494円80銭	①	
超過料金	.....189円20銭 × 30㎡ =	5,676円	② (第1段分:21㎡～50㎡)	
①+②		ご請求額 8,170円	(円未満は切り捨てとなります)	

※お問い合わせ先 : 和歌山市水道料金センター (電話 073-435-1298)